備考

１　ガス管、ケーブル、水道管その他の地下埋設物については、掘削部分の幅に延長を乗じて得た面積を占用するものとみなす。ただし、これにより難いときは、延長一メートルにつき一平方メートルを占用するものとみなす。

２　（略）

３　（略）

４　（略）

二　土砂採取料

採取物区分	単位	金額
砂利又は砂	一立方メートルにつき	三百六十円
玉石	同右	五百四十円
泥土	同右	二百十円

備考　（略）

備考

１　ガス管、ケーブル水道管その他の地下埋設物については、掘削部分の幅に延長を乗じて得た面積を占用するものとみなす。ただし、これにより難いときは、延長一メートルにつき一平方メートルを占用するものとみなす。

２　（略）

３　（略）

４　（略）

二　土砂採取料

採取物区分	単位	金額
砂利又は砂	一立方メートルにつき	百五十円
玉石	同右	二百二十円
泥土	同右	八十五円

備考　（略）

附　則

この告示は、令和八年十一月一日から施行する。

○近畿地方整備局告示第百二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月三十日

近畿地方整備局長　小林賢太郎

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
奈良県生駒郡斑鳩町幸前二丁目六四番三から同町稲葉西二丁目四二番二まで	前 A	二二・九〇～二二・九〇	一〇七・四〇メートル	上記A、B、C及びDは、関係図面に表示する区分をいう。
	前 B	二二・九〇～二二・九〇	四五・八五メートル	
	前 C	二二・二〇～二二・九〇	八〇・一〇メートル	
	前 D	二二・九〇～五五・三七	一一六・四三八メートル	
	後 A	七・〇〇～二二・九〇	四・一二〇キロメートル	
	後 B	二二・九〇～二二・二〇	一六九・〇〇メートル	
	後 C	二二・二〇～八〇・一〇	四五・八五メートル	
	後 D	八〇・一〇～五五・三七	一〇七・四〇メートル	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月三十日

近畿地方整備局長　小林賢太郎

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十八号

(三)　占用を制限する区域

区域	備考
淡路市仮屋字南三六八番四から同市谷字流谷七九番一まで	占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。

(四)　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日

令和八年十一月二十日

(七)　図面縦覧場所

近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所